



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*50 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1

○ 人事委員会規則

*17 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 1

*18 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 4

*19 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 7

規 則

和歌山県規則第50号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則 (平成20年和歌山県規則第11号) の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の項の次に次のように加える。

和歌山県立南紀福祉センター牟婁あゆみ園	40人
---------------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例施行規則の廃止)

2 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例施行規則 (平成17年和歌山県規則第94号) は、廃止する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第17号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則 (平成4年和歌山県人事委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。
第4条を削る。

第5条第1項第4号を削り、同条を第4条とする。

第6条中「取り消されたとき」の次に「(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認を取り消された場合を除く。)」を加え、同条を第5条とする。

第7条第1号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第5条の」を「第4条の」に改め、後段を削り、同条を第9条とし、第11条から第13条の2までを1条ずつ繰上げる。

第14条中「第13条」を「第12条」に改める。

第17条中「第5条」を「第4条」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 8 条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任 命 権 者)	請求年月日	年 月 日
_____ 様	請求者 所 属 _____	
下記のとおり	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長	を請求します。 職 名 _____ 氏 名 _____ ㊟
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務	
	(地方公務員の育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務形態)	
勤務の日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :)	火 (: ~ :)
	水 (: ~ :)	木 (: ~ :)
	金 (: ~ :)	
5 既に育児 短時間勤務 をした時間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

注

- 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものは除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□には√印を記入すること。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第8条の6第1項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とは、重複することができないものとする。

第8条の6第7項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第8項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、「同条」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加える。

第8条の7を次のように改める。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の7 第8条の3（第6項第3号及び第4号を除く。）、第8条の5（第5項第3号及び第4号を除く。）及び前条の規定（第7項第3号及び第8項各号を除く。）は、条例第8条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の3第6項第1号、第8条の5第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8条の3第6項第2号、第8条の5第5項第2号及び前条第7項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、同条第2項中「とする。ただし、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とは、重複することができないものとする。」とあるのは「とする。」と、同条第8項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第14条第1項第14号中「し、又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話」を加え、「子を2人以上養育する職員にあつては、6日」を「その養育する子が2人以上の場合にあつては、10日」に改め、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

第14条第2項及び第4項中「、第12号、第13号及び第14号」を「及び第12号から第15号まで」に改める。別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

- 早出遅出勤務請求書
- 深夜勤務制限請求書
- 時間外勤務制限請求書

	任命権者 様	請求年月日 年 月 日			
次のとおり <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 </td> <td style="padding: 0 10px;">のため</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 〔 条例第 8 条の 3 <input type="checkbox"/> 第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 3 項 〕 </td> </tr> </table> を請求します。			<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため	<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 〔 条例第 8 条の 3 <input type="checkbox"/> 第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 3 項 〕
<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため	<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 〔 条例第 8 条の 3 <input type="checkbox"/> 第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 3 項 〕			
請求者 所 属 氏 名 ㊟					
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	(要介護者の続柄: _____)			
	子の生年月日	年 月 日生 (<input type="checkbox"/> 出産予定日)			
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日			
2 職員の配偶者で 当該子の親である 者の有無及び 状況	<input type="checkbox"/> 有 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前 8 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は産後 8 週間以内である。 </td> <td style="padding: 0 10px;"></td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 無 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前 8 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は産後 8 週間以内である。		<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前 8 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は産後 8 週間以内である。		<input type="checkbox"/> 無			
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容					
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から			
	深夜勤務の制限	年 月 日まで			
	時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1 年 <input type="checkbox"/> 月 (12 月に満たないものに限る。)			
5 請求に係る早出 遅出勤務の始業 及び終業の時刻 並びに当該時刻 とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】			
(注) 1 について 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入する。 2 について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 (2) 「深夜において就業している。」とは、深夜における就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 について 子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。 5 について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。					

別記第 2 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

任命権者 様

所 属
職・氏名 印

次のとおり
 早出遅出勤務
 深夜勤務の制限
 時間外勤務の制限
 に係る
 子の養育
 要介護者の介護
 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
(離縁 養子縁組の取消し)
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由：)

2 届出の事実が生じた日

年 月 日

(注) 1 該当する□欄に✓印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項第14号の休暇については、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第14条第1項第14号の休暇として使用されたものとみなす。
- 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第35号）附則第2項の規定による請求を行おうとする職員は、新規則第8条の3第2項又は第8条の6第2項の規定の例により、当該請求を行うものとする。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同号イ中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改め、同号ウ中「第56条の2第1項第2号」を「第56条の3第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。